

山鹿市お試し住宅貸付事業実施要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

山鹿市長 中 嶋 憲 正

山鹿市お試し住宅貸付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進することにより地域の活性化を図るため、本市への移住を目的として住居又は仕事を探す等の活動を行う者に対する住宅の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住検討者 本市の移住相談窓口を通じて本市への移住の検討を行っている者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入者を除く。
- (2) お試し住宅 日常生活を営むための家具、電化製品等の家財道具を備え、手軽に本市での生活を体験できるように、市が移住検討者に貸し付ける住宅をいう。

(お試し住宅の名称等)

第3条 お試し住宅の名称及び位置等は、次の表のとおりとする。

名称	位置	建築年	構造	間取り	床面積
岳間地域 お試し住宅	山鹿市鹿北町 多久1261番地	昭和58年	木造平屋建	3LDK	80.34㎡

(借受申請)

第4条 お試し住宅の借受けを希望する移住検討者(以下「申請者」という。)は、当該住宅の借受けを希望する日の1週間前までに山鹿市お試し住宅借受申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(貸付けの決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、お試し住宅の貸付けを決定し、山鹿市お試し住宅貸付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 お試し住宅の貸付けの対象とする者は、申請者及び申請者と同居しようとする者(以下「同居人」という。)が、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 山鹿市空き屋バンク制度実施要綱(平成24年山鹿市告示第118号)第9条の規定による利用者情報の登録の決定を受けていること。

- (2) 市内に住所を有していないこと。
- (3) 2親等以内の親族が市内に住所を有していないこと。（同居人の親族を除く。）
- (4) 未成年でないこと（同居人を除く。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項
（契約）

第6条 市長は、前条第1項の規定によりお試し住宅の貸付けを決定したときは、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項の規定による契約を山鹿市お試し住宅定期建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）により当該貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）と締結し、お試し住宅を貸し付けるものとする。この場合において、市長は、契約の更新がないことの確認を山鹿市お試し住宅定期建物賃貸借契約についての説明により行うものとする。

（貸付期間）

第7条 お試し住宅の貸付期間は、3か月以内とし、契約書において定める。

（貸付料）

第8条 お試し住宅の貸付料は、別表に定める額とする。

- 2 借受者は、貸付料を貸付開始日までに納付しなければならない。
- 3 第1項の貸付料は、住宅借上料及び光熱水費（電気、ガス、水道及び下水道の使用料をいう。）を含むものとし、飲食費、日常生活に係る消耗品費、交通費その他貸付料以外の費用は、借受者の負担とする。
- 4 第1項の規定により納付した貸付料は、これを還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（借受者の遵守事項）

第9条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時には施錠する等お試し住宅を善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (2) お試し住宅の鍵を紛失し、又は破損したときは、速やかに市長にその旨を報告し、借受者の負担で新たな錠を設置すること。
- (3) 火気の取扱いに注意するとともに、お試し住宅内で喫煙しないこと。
- (4) お試し住宅の附属設備、備品等を適切に取り扱うこと。
- (5) お試し住宅周辺等の除草や清掃を適宜行い、住環境の整備をすること。
- (6) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の貸付けに関し市長が必要と認める事項
（行為の制限）

第10条 借受者は、お試し住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為
- (2) 興行を行うこと。

- (3) 動物を飼育すること。
- (4) 展示会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書その他印刷物を貼り付け、又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為
- (7) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為
- (8) 市長の許可なく合鍵を作成すること。
- (9) 市長の許可なく、備付けの錠以外の錠を設置すること。
- (10) 市長の許可なく、改造、改修等を行うこと。
- (11) お試し住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長がお試し住宅及びその敷地内において行う行為として不適切と認める行為

(立入り)

第11条 市長は、お試し住宅の防火、構造の保全その他お試し住宅の管理上特に必要があると認めるときは、借受者の承諾がなくても当該職員をお試し住宅内に立ち入らせることができるものとする。

2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを拒否することはできない。

(特別な設備等の搬入)

第12条 借受者は、お試し住宅に特別な設備又は備品を搬入しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て、その許可を受けなければならない。

(契約の解除及び貸付決定の取消し)

第13条 市長は、借受者にこの要綱の規定及び契約書に定める事項に違反する行為があった場合等、お試し住宅の定期賃貸借契約を継続することが困難であると認めるときは、定期賃貸借契約を解除し、お試し住宅の貸付けの決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定によりお試し住宅の貸付けの決定を取り消したときは、山鹿市お試し住宅貸付決定取消通知書（様式第3号）により、借受者に通知するものとする。

(同居人の変更)

第14条 借受者は、お試し住宅の同居人を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届け出て、その許可を受けなければならない。

(お試し住宅の明渡し)

第15条 借受者は、貸付期間の満了による明渡しにあつては貸付期間満了日の前日までに市長に届け出て、貸付けの決定の取消しによる明渡しにあつては直ちに、原状回復の内容及び方法を協議しなければならない。

(損害賠償)

第16条 借受者は、故意又は過失によりお試し住宅及びその附属設備、備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(事故免責)

第17条 市は、お試し住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、お試し住宅の貸付期間中にお試し住宅の内外で発生した事故に対して、その責任を負わないものと

する。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

(準備期間)

2 第4条の規定による申請及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この要綱の施行前においても、この要綱の定めるところにより行うことができる。

別表 (第8条関係)

1日当たりの貸付料	摘 要
500円	1日当たりの貸付料×貸付日数×入居者数

※ 貸付料は、上記額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

※ 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、貸付料の算定対象となる入居者に含めない。

山鹿市お試し住宅借受申請書

山鹿市長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

お試し住宅を借り受けたいので、山鹿市お試し住宅貸付事業実施要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

入居者	氏名	年齢	職業	申請者との続柄
	(申請者)			本人
連絡先	(自宅)			
	(携帯)			
メール アドレス				
緊急時連絡先	(氏名)		(続柄)	
	(電話番号)			
自動車等の有無	有（自家用車・レンタカー・その他（ ））・ 無			
借り受けを 希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
お試し住宅を 借り受ける目的				
山鹿市への移住 に対する考え等				

※ 入居者が5人以上の時は、名簿を添付すること。

山鹿市お試し住宅貸付決定通知書

様

山鹿市長 印

年 月 日付けで申請のあった山鹿市お試し住宅の貸付けについては、山鹿市お試し住宅貸付事業実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり貸付けを決定しましたので通知します。

なお、山鹿市お試し住宅の借受けに当たっては、山鹿市お試し住宅貸付事業実施要綱その他関係法令を遵守し、適正に使用してください。

1 貸付住宅の名称等

(1) 名称 地域お試し住宅

(2) 位置 山鹿市

2 貸付期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）

※ お試し住宅の貸付けに際し、山鹿市お試し住宅定期建物賃貸借契約書により契約を締結することになります。

様式第3号（第13条関係）

第 号
年 月 日

山鹿市お試し住宅貸付決定取消通知書

様

山鹿市長

㊟

山鹿市お試し住宅貸付事業実施要綱第13条の規定に基づき、次のとおり山鹿市お試し住宅の貸付決定を取消すこととしましたので通知します。

つきましては、住宅を原状回復の上、直ちに住宅の明渡しをしてください。

記

- 1 貸付決定を取り消すお試し住宅
地域お試し住宅
- 2 貸付決定を取り消す理由